熊本県歯科医師会
Kumamoto Dental Association

～健康長寿は歯から～
～健口から健幸へ～

熊歯会報

No.801
March 2023
3

CONTENTS

- 巻頭言（理事　野田 和宏）…… 3
- 理事会報告…… 4
- 委員会報告（地域保健Ⅱ、医療連携、災害歯科、学術）・お知らせ…… 6
- 伝達式…… 13
- 報告…… 14
- 郡市会報告（八代）…… 15
- 身元確認マニュアルPart④…… 16
- リレー投稿㉕…… 21
- ご訃報…… 22
- 新入会員…… 22
- 会務報告…… 23

― 歯科医師の倫理綱領 ―

われわれ歯科医師は、日頃より歯科医学および歯科医療の研鑽を通じて培った知識や技術をもって、人々の健康の回復と疾病の予防のために貢献するものである。

一、専門職として歯科医学と歯科医療の発展のために尽くし、医療倫理の実践に務める。

一、専門職であることを念頭に、法を遵守し適切な説明を行い、常に愛情を持って患者のために社会的使命を果たすように努める。

一、自己の知識、技術、経験を社会のために提供し、社会福祉および国民の健康向上のために努める。

公益社団法人　日本歯科医師会

表紙に寄せて

街中のアーケードに飾られる雛人形、毎年の恒例行事となっています。我が家にも二人の娘がいますが、お雛様を飾っていたのはいつまでだったかと思いを巡らせます。先日、産山村伝統の「兎追い」が動物虐待として愛護団体から非難され来年は中止になったと報道されました。県内の伝統行事さえ、一部の声で無くなっていくのは行き過ぎの感を抱きます。いつの日かお雛様もその配置などで、その様な事にならないよう心から祈るばかりです。

（A・K）

保険関係の現状

理事　野田 和宏

会員の先生方、日頃より本会の社会保険事業にご協力・ご指導を頂き誠にありがとうございます。社会保険担当理事を拝命して２期目となりました。

現在はコロナウイルス感染症も落ち着いてきており、屋内外でのマスク着用の個人的判断やゴールデンウィーク以降でのコロナウイルス感染症の２類から５類への変更も検討されており、生活様式が変わっていくものと思われます。その状況に応じて、会務も検討していく必要があります。

昨年４月に診療報酬改定が行われ、先生方も改定後の算定方法に慣れてこられたかと存じます。金パラの点数改定に関して、１・４・７・10月と価格の変動に限らず随時改定が行われるようになりました。以前と比較すると保険点数と金属価格の差が減少してきていますが、より抜本的な改定を要望していかなければなりません。また、マイナンバーカードを活用した初再診料への加算である「電子的保険医療情報活用加算」が昨年10月には初診料の加算である「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」へと算定要件がわずか半年で変更になりました。同10月から後期高齢者の窓口負担の変更が行われ、所得に応じて負担割合が患者ごとに変更になり、窓口業務が複雑になった感覚をお持ちになられたかもしれません。細かい変更が行われていますので、状況に応じて速やかに最新の情報を会員の先生方にお伝えできるように社保委員会として今後も進めてまいります。

個別指導関係ですが、新型コロナ感染症流行の影響により現在は新規の個別指導と再指導が行われています。高点数による個別指導は現在は行われていません。昨年から集合形式の集団的個別指導が再開となり、令和６年度からは高点数による個別指導が再開される可能性があります。会員の先生方には算定要件を満たしている事、診療録にしっかりとした記載を行う事、１番大事なこととしてなぜその治療が必要だったのかを意識しながら、日々の保険算定をしていただければと思います。

来年度には令和６年点数改定が控えております。日常の診療で県民にとっても、医療者にとっても充実した診療が行えるように要望していきたいと思います。また、診療報酬請求等でご不明な点がございましたら、社保委員会までご連絡ください。

理事会報告

凡事徹底

― 第21回理事会 ―

1月25日(水) 午後7時より県歯会館にて伊藤会長、牛島専務理事、増田・水上監事、Webにて他全役員、東学院長出席のもと開催された。

1．開会：宮井副会長
2．挨拶：伊藤会長

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。さて、年頭の挨拶として皆様にいくつかお伝えしたいことがあります。まず、私が拝命している会長職は、オーケストラに例えると、曲のイメージを組み立て、演奏者である理事の皆様を指揮し、美しいハーモニーを奏でることと同じです。私自身がすべての業務を把握して遂行することは不可能ですから、理事の皆様は担当所管のプロとして、委員会とともに徹底して事業遂行してください。その事業を遂行する過程において、理事会に挙がってきた議題を私も皆様と一緒に協議して事業の方向性を決定することになります。それから、我々の仕事は才能や知恵も大事でしょうが、何でもないような当たり前の事を徹底的に行う「凡事徹底」はもっと大事です。また、発想は凝り固まらずに自由にしてください。さらに、毎年同じことを繰り返すのではなく、如何に事業を充実させていくか、会員と県民の皆様のために活動しているという矜持を持ち、ともに邁進できるよう、よろしくお願い致します。

3．議長選出：伊藤会長
4．議事録署名人：増田・水上監事、伊藤会長
5．会務報告：
（自：12月26日～至：1月22日）
本会総務：理事会、常務理事会、災害歯科保健医療研修強化事業意見交換会

学　　術：熊本市歯会共催
歯周病対策プロジェクト講演会
地域保健Ⅱ：介護者歯科実技研修会
広　　報：『熊歯会報』2月号の校正
学校歯科：学校歯科委員会
医療対策：医療相談・苦情事例報告
センター・スペシャルニーズ：センター管理運営委員会
厚生・医療管理：厚生・医療管理委員会
医療連携：がん医科歯科連携登録医のための全国共通がん医科歯科連携講習会
学　　院：学院役職員会、学院運営審議会
国保組合：九歯連協議会
以上、各担当役員より報告がなされた。

6．報告事項：
1．退会会員
森 一 会員（終身／森一歯科・矯正歯科医院）令和4年12月3日　ご逝去
西野 秀隆 会員（終身／西野歯科医院）令和4年12月28日　ご逝去
堀川 義治 会員（終身／ほりかわ歯科医院）令和5年1月7日　ご逝去
平井 和紀 会員（終身／平井歯科医院）令和5年1月9日　ご逝去
中津留 豊 会員（終身／やまデンタルクリニック）令和5年1月18日　ご逝去
2．11月末がん及び回復期の医科歯科連携事業
3．12月末会計現況
4．役員報酬等検討臨時委員会答申書

役員報酬等検討臨時委員会が出した答申内容を報告した。

5．令和５年度主要行事

7．連絡事項：

1．２月行事予定

8．承認事項：

1．新入会員の承認

第３種会員１名の入会を承認した。

第３種

氏　名	医療機関名	住　所	出身大学
髙木信一郎（たかきしんいちろう）	エクセル歯科医院	熊本市南区田迎3-2-1	九州歯科大学

令和４年度入会状況（１月末）

第１種会員／６名　第２種会員／３名

第３種会員／５名　第４種会員／１医療機関

2．関係機関・団体からの役員等推薦

①第21回九州地区健康教育研究大会熊本県実行委員／公益財団法人熊本県学校保健会副委員長（伊藤会長)、委員（宮井副会長）の就任を承認した。

3．後援名義使用・共催依頼【承認】

①熊本糖尿病ネットワーク研究／熊本糖尿病ネットワーク研究会

後援名義の使用許諾を承認した。

9．議題：

1．令和５年度熊本県歯科医師会会計収支予算書（案）【承認】

収支予算書（案）を承認した。

2．令和５年度熊本県歯科医師会積立金予算書（案）【承認】

積立金予算書（案）を承認した。

3．関係機関及び都道府県歯への会報発送停止【承認】

都道府県歯への発送停止及び停止する関係機関の選定を牛島専務理事・宇治常務理事に一任することを承認した。発送停止先には事前通知し、４月より停止する。

4．第２回九地連協議会提出協議題【承認】

提出協議題の回答内容を承認した。

5．令和４年度臨時代議員会会務報告【承認】

会務報告を承認した。

6．関係機関・団体への会費等納入【承認】

①令和４年度会費／日本対がん協会熊本県支部

②令和４年度会費／熊本地域リハビリテーション支援協議会

会費等の納入を承認した。

7．労使トラブルの通知【承認】

通知文書の送付を承認した。また、相談受付・対応の流れを検討して、会員へ通知する。

8．歯周病啓発チラシ【保留】

歯科健診の受診が健康寿命の延伸につながることを盛り込む等を検討し、再度協議する。

9．学院パソコン・複合機の入替【承認】

学院パソコン・複合機の入れ替えを承認した。

10．令和４年度熊本県補助事業予算書（案）【承認】

- 障がい児（者）歯科治療設備整備事業県補助事業予算書（案）を承認した。

11．会費・共済互助負担金免除申請の認定【承認】

会員３名より申請があった会費・共済互助負担金免除を承認した。

12．第35回中規模県歯科医師会連合会各県提出協議題【承認】

提出協議題の回答内容を承認した。

13．熊本県歯科医師会就業規程・契約職員就業規程の改正【承認】

就業規程・契約職員就業規程の改正を承認した。

10．協議事項：

1．グループ保険の加入促進

加入促進を承認した。

11．監事講評：

増田監事より「会長のご挨拶にもあったとおり、理事の皆様は自由な発想をもって今年も事業遂行をよろしくお願い致します。それが延いては会員の経営基盤の安定化と県民の健康寿命の延伸へとつながります。」、水上監事より「委員会の予算執行率があまり高くなく、このコロナ禍においてある程度仕方のないことだが、少しずつ賑わいが戻りつつあるので、次年度からは事業がさらに活発化することを期待します。」と述べられた。

12．閉会：椿副会長

（広報　神﨑 理子）

委員会報告

講演と実習を合わせた久しぶりの対面研修

― 在宅歯科医療研修会 ―

地域保健Ⅱ

12月17日（土）午後３時、18日（日）午前10時より県歯会館にて菊谷武教授と田中祐子歯科衛生士による標記研修会が行われた。

赤尾委員長進行のもと、冒頭で、松本副会長より現在いろいろな事業が見直されているなかで、口腔ケアの重要性が謳われるようになっており、この研修が役立って欲しいと挨拶があった。

まず、講演①では菊谷先生より「なぜ、いま在宅診療なのか？」という題目で始まった。外来患者の中でも高齢者の割合が増加し、その中には後期高齢者も含まれるが、後期高齢者に限っては、５年後、10年後も同様に外来受診できるかはわからない。しかし在宅診療をやらない歯科医師の理由としてアンケートで最も多いのが“依頼がない”というものである。実際は来院できなくなった患者の中に訪問を必要としている方がかなり存在するものと思われ、受付の対応も訪問診療も可能であることをさらに伝えていくなどの工夫が必要と考えられると話された。また、訪問診療の意義と目指すものは外来診療とは異なり、訪問では、診療よりも生活支援に対する効果が期待できる。そのためには患者の生活環境を把握し、他職種とも連携し、生活支援を達成することを心がけることが必要であると言及した。

次に、講演②では、田中歯科衛生士より、在宅における口腔衛生管理について講演があり、歯科衛生士の歯科衛生ケアプロセス（歯科衛生過程）に基づいての原因の特定と問題解決するための考え方や方法について話された。同時に具体的な口腔衛生管理時の姿勢や清掃用具の使用についても詳細に説明があった。

そして再び菊谷先生より講演③で「運動障害性咀嚼障害の考え方について」を話された。加齢とともに進む咀嚼障害の原因は歯の欠損や義歯の不適合などの器質性咀嚼障害よりも舌圧などの口腔機能に起因することが多いと話された。そこで高齢者には口腔機能評価により、フレイルを発見したら、対策を立てることが重要となってくるが通常の機能訓練などにて口腔機能が改善されることを期待するよりも、訪問診療になることを想定した口腔内へ環境を整え、誤嚥しない食事方法の指導や、食事形態を変化させるなどの環境の改善を他職種とも連携しながら進めることがむしろ大切になってくると説明された。その後、咀嚼機能の診かた、頸部聴診の実習となった。咀嚼の診かたはヨーグルト、プロセスリード、かっぱえびせんなどを咀嚼した際の顎の動きを比較し、頸部聴診については呼吸と嚥下の関係を聴きとる相互実習を行った。菊谷先生から嚥下機能が落ちている場合の症例の説明が補足され、その後質疑応答が行われ、１日目の研修終了となった。

26人もの受講者があった

２日目は、予後を見据えた訪問診療についてという内容でまず菊谷先生より講演があり、疼痛や義歯の有無に焦点をあてた疾患モデルから、おいしく食べられているか楽しく過ごせているかなどに焦点をあてた生活モデルへと意識を変えることが必要であると説明された。EAT10などの指標を用いた症例を通して、ADLが低下してもQOLの向上を目

指す訪問診療においての治療方針などを提示された。

次に、田中歯科衛生士は多摩クリニックで使用されている器具や機材について、感染対策も含めながら準備から片付け方法まで丁寧に説明された。

その後参加者は５グループへ分かれ症例検討のグループワークへと移行した。実際の症例の資料が時間差で提示され、治療方針に影響すると思われる情報の検討や治療方針などグループ内で検討し、発表しあった。

最後に菊谷先生より「人生の最終段階に立ち会う」との題目で、訪問歯科では実際は歯の多い人の方が唾液中の細菌数が増加すること、口腔ケアにて関連性肺炎をおこしてしまう可能性など、まだエビデンスは足りていない状態だが、口がリスクとならないように真の口の終いを考えることが必要となってくると話された。

その後、質疑応答が行われたのち、長野常務理事の謝辞にて閉会となったが、参加者のなかでも活発な意見交換がおこなわれ、２日間にわたる有意義な研修であった。

（川野 智美）

お知らせ

令和４年度臨時代議員会 開催のお知らせ

下記の通り令和４年度臨時代議員会を開催しますのでお知らせいたします。

記

日時：令和５年３月25日（土）午後４時～
会場：熊本県歯科医師会館　４階ホール
※当初、時間を午後４時30分～でご案内しておりましたが、30分繰り上げになりました。

［議　事］
第１号議案　令和４年度熊本県歯科医師会会計収支補正予算書（案）の承認を求める件
第２号議案　令和５年度熊本県歯科医師会事業計画（案）の承認を求める件
第３号議案　令和５年度熊本県歯科医師会会費及び負担金の賦課額、賦課率並びにその徴収方法（案）の承認を求める件
第４号議案　令和５年度熊本県歯科医師会会計収支予算書（案）の承認を求める件

［協　議］
１　役員報酬及び委員会等旅費の見直しについて
２　時局対策について
３　その他

※代議員会は公開となっています。傍聴を希望される場合は、事務局に必ずご連絡のうえ、ご来場下さい。
※新型コロナウイルスの拡大状況によっては、一部制限をすることがありますので、ご了承ください。

委員会報告

平均寿命＝健康寿命が大切

― 介護者歯科実技研修会 ―

地域保健Ⅱ

12月15日（木）午後７時30分より第１回標記研修会が64人参加でWebにて開催された。

講師は東京医科歯科大学摂食嚥下リハビリテーション学分野の戸原教授で「摂食嚥下障害の評価と訓練の実際」というテーマでの講演であった。

脳血管障害の急性期には多くが嚥下障害に見舞われるが、６ヶ月後には大部分に重大な機能障害が無くなる。くも膜下出血発症後、誤嚥性肺炎を２度起こし、胃瘻になった方が訓練後、経口摂取できるようになった症例を取り上げられた。訓練の結果３ヶ月で完全に常食摂取可能にまで回復し、諦めずに訓練する事で回復に向かう症例も多く、医療人として患者のQOLを上げていけるよう見逃さない大切さを教えられた。

次に嚥下機能の回復に必要な様々な嚥下機能の評価法・訓練法・処置法について体系立てて講演された。超高齢社会において加齢による嚥下障害のみならず、疾患による嚥下障害を抱えた患者が来院されることも増加しており、今後の臨床に役立てたい。また、戸原先生は内視鏡、VoiceRetriever（人工喉頭）、寝たまま測れる体重計など、現状の器材に満足せず患者さんのQOLを上げるために機材の新開発にも力を入れている。実用化に期待したい。

１月20日（金）午後７時30分より第２回標

画面右上で講演する戸原先生

水口先生と記念撮影

記研修会が68人参加のWebにて開催され、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科高齢者歯科学分野の水口教授に講演頂いた。「口はわざわいのもと？いや健康のもと！」というテーマで、日本の超高齢化社会の現状と推移を話され、長生きは良い事だが、平均寿命＝健康寿命となる事が大切である。今は聞き慣れてしまったフレイルの説明とともに話された。

次に口腔機能低下症の診断に用いる舌圧・咬合力測定など他様々な機材・検査法を説明され、しっかりと食べる為、そして力強い生活を送るための口腔機能を作り、守る事の大切さを話された。

平成28年における8020達成者は51.2％と年々改良傾向となっている。しかし残存歯が多数ある人も、欠損補綴をしっかりしている人も、栄養状態は改善するというクリアな報告はないとの事である。栄養士などによる、栄養・食事指導が不可欠であり、多職種との連携が必要である。日常における運動も口腔機能に深く関係している事を教わった。

他に、残存歯数増加による清掃不良と全身への問題、根面カリエスの対応、義歯の清掃・安定剤の問題など話され講演を終えた。

両講演会共に、ここで紹介できないほど充実した内容であった。

（志方 圭介）

委員会報告

水俣・芦北郡市歯会主催で開催

― 在宅歯科医療連携室機能強化事業研修会 ―

地域保健Ⅱ

11月12日（土）午後3時より七浦摂食嚥下研究会との共催により標記研修会が行われた。コロナ禍のため、国保水俣市立総合医療センターよりWeb配信での開催となった。

永田水俣・芦北郡市歯会会長の挨拶があり、医療法人井上会篠栗病院・歯科医長の鈴木宏樹先生を講師に迎えて、「食支援における口腔機能の重要性について」の講演が行われた。

自身の病院歯科での経験から口腔ケアの重要性に注目され、食支援においては口とその機能が大事であることを説明された。

医科歯科連携においては歯科（特に歯科医師）がなかなか参加の少ない状態にある。しかし、全身的な専門知識が必要となる高齢者において、歯科医師ができることはたくさんあり、むしろ歯科医師にしかできないこと、「食べる」機能を向上させることが必要であると説明された。

口は全身を表す鏡である。QOLの向上のためにも歯を含めた口腔機能全体を見ていくことが大事であり、それはどの職種においても

水俣・芦北郡市との連携をより強化するため県歯からも多数参加

目を向けていく必要性があるとのことだった。

様々な症例を動画も併せて見せて頂き、鈴木先生の手法や患者様との接し方、また他業種との関わり方など一つ一つの症例が我々歯科医師にとって気づきが多く、これからの診療にすぐにでも生かせる講義だった。

最後に質疑応答が行われ、蓑田七浦嚥下研究会会長による挨拶により閉会となった。

（伊藤 延隆）

委員会報告

がん診療に医科と歯科の連携不可欠

― がん診療医科歯科病診連携発展事業研修会 ―

医療連携

11月26日（土）午後3時から県歯会館にて標記研修会が開催された。九州歯科大学生体機能学講座顎顔面外科学分野の冨永和宏教授に「口腔がんの1次、2次、3次予防　～口腔がん死 撲滅のために～」という演題で講演いただいた。

日本で口腔がんは、がん全体の2％であるが、死亡率は上昇し続けており米国の2.5倍で先進国の中で唯一！との事だった。がんとは、どのような病気なのかその成り立ちから話された。

がんは遺伝子の病気であり、遺伝子の傷が蓄積した結果として生じているものである。遺伝子の傷の原因は大半が生活習慣に関わるものであり、タバコなどの悪影響を与える生活習慣を改めることや、異常な細胞を駆逐してくれる免疫機構を低下させないように努力する事で、がんになりにくい体を作ることができる。（がんになりにくい体を作る事を一次予防と呼ぶ）。

二次予防は早期発見、早期治療のことで、患者さんは月に一度は自己健診、年に一度は口腔がん検診の受診を勧めている。また患者さんに伝えるべき自己健診時のチェックポイントを教示し、またがんだけではなく、一次医療機関での口腔粘膜疾患の見方も、多くの

歯科医としての知識と役割等について講演する冨永教授

症例スライドを交えて教えて頂いた。早期発見の一つの方法として、九州歯科大学で研究されているテロメラーゼを用いた口腔がん早期発見システムの紹介をされた。

さらに3次予防として最近の治療の実際を、写真やスライドでわかりやすく説明していただいた。ただ進行がんであれば、形態は回復できても機能の回復は難しい為、やはり大事なのは「早期発見」これに尽きると仰っていた。

口腔は複雑な機能と審美に関係し、がんが進行すると大きく生活の質が損われる。口腔がんによる死亡を減らすために歯科の役割は極めて重要であり、歯科界全体が力を結集して頑張っていく必要があると感じさせられた。

（裵 福泰）

委員会報告

災害に対応するための準備を

― 災害歯科保健医療体制研修会　西日本ブロック ―

災害歯科

１月21日（土）、22日（日）に日歯会館にて標記研修会が開催された。新型コロナ感染症により３年ぶりの実開催だった。本会からは人吉医療センター歯科口腔外科の石神先生、柴原歯科衛生士、学院の野中係長と私の４人で参加した。開催に先立ち柳川日歯副会長より、毎年日本のどこかで必ず起こる災害に対して歯科も常に準備し、災害時に避難所等での歯科支援活動が迅速かつ適切に行われるためには日頃からの準備が必要不可欠であると挨拶があった。その後、国における災害対策というテーマでディスカッションが行われ、６人のパネリストの講演を聴講した。１人目は内閣府政策統括官の重森参事官補佐、次に厚生労働省健康局健康課の高橋課長補佐、厚生労働省医政局の西救急・周産期医療等対策室長補佐、防衛相統合幕僚監部首席後方補給官付広報補給官の田村１等空佐、警察庁刑事局捜査第一課の安類課長補佐、海上保安庁警備救難部刑事課の田中専門官といった方々の講演だったが、日本で災害が起きた時政府以下各所の方々が迅速に地域支援できるように尽力されている事を再認識した。また陸で起きた災害や海上で起きた災害など対応が分かれているが、東日本大震災のような大規模災害の場合は警視庁や海上保安庁、自衛隊など様々な部署が協力して災害にあたっていることを知った。

その後災害時の被災者の心理社会的支援についてサイコロジカル・ファーストエイド（PFA）と題して国立精神・神経医療研究センター行動医学研究部研究員の大沼麻美先生の講演があった。PFAとは深刻なストレス状況にさらされ苦しんでいる人、助けが必要かもしれない人に人道的、支持的な対応を行う

野中係長、石神教授、柴原歯科衛生士、椿理事が参加

事であり、実際支援する側がされる側にすべきこと、してはならない事など細かく説明があった。次に日医の災害対応と題して細川日医常任理事より講演があった。１日目からかなり濃密な時間であった。

２日目は東京医科歯科大学救急災害医学分野の中久木先生による講義と演習が行われた。中久木先生は本会でも講演をお願いしている災害歯科のスペシャリストである。

始めに被災市町村におけるコーディネートの講演があり、その後、被災地の避難所などの状況を報告するためのラピッドアセスメント票の書き方を演習した。この票をもとに災害本部がどのような活動を進めていくかを決定するため、とても重要な演習であった。次に都道府県におけるコーディネートの講演があり、実際災害時の対策本部が情報収集してどの避難所に歯科治療チームを派遣するか、口腔衛生チームを派遣するかなど迅速で適切な判断をするための演習を行った。

ここ数年で一番大変な研修会であった。

いつどこで起こるかわからない災害に対応するための準備を学ぶ研修会であるため、来年以降も継続して参加する必要性を感じた２日間だった。

（椿　賢）

委員会報告

シームレスな歯科医療の提供を目指して

― 日歯生涯研修セミナー（熊本会場）―

学術

1月29日（日）午前9時より県歯会館において、標記セミナーが開催された。今回は2人の講師をお迎えして行われた。第1講演は、「医療的ケア児と小児在宅歯科医療」という演題で、日本歯科大学の田村教授の講演が行われた。第2講演は、「摂食嚥下機能の診断とリハビリテーション」という演題で、東京医科歯科大学大学院の戸原教授の講演が行われた。尚、今回のセミナーは、オンライン配信もあり県内外から多数の参加があった。まず、伊藤会長から開会の挨拶があり、次に司会の馬場理事より講師の紹介が行われた後、講演が行われた。

まず、田村先生は現在の日本の問題点として、①生まれてくる子供の数が減っている②子供を産む年齢が高くなっている③安心して子育てできる環境にない④新生児の救命率が高い⑤障がい児、医療的ケア児が増えているがあり医療的ケア児は年々増加している現状を話された。そして小児在宅歯科医療の対象は医療的ケア児と重症心身障がい児、超重症児、準超重症児、有病児が考えられるが、医療的ケア児は生きていくために、服薬管理、経管栄養（経鼻・胃瘻・腸瘻）、吸引、パルスオキシメーター、吸入・ネブライザー、気管切開の管理（バンド交換）、在宅酸素療法、人工呼吸器の管理などの医療ディバイスが必要なため窒息や誤嚥リスクが高い。また重症心身障がい児は知的障がいに肢体不自由で自力で移動できない。超重症児、準超重症児、有病児は長期入院や在宅医療をしている子供も訪問診療の対象である。医療依存度の高い小児では多量の歯石やプラークによる口腔衛生不良、重症化したう蝕や歯周病、強度の咬合不良が見られ、麻酔下での歯科治療が必要なケースが多いが重症化してからの治療ではなく、予防の重要性を話された。

総勢710人（Web：676人）の大勢の参加があった

そのためには医科歯科連携だけでなく歯科歯科連携のシステムも構築し、かかりつけ歯科医と専門性の高い歯科医療機関との連携、訪問看護師や支援専門員等の職種との連携の重要性を話された。最後にかかりつけ歯科医としてホームケアのアドバイスと寝たきり患者の治療の際には易骨折、過緊張や開口時に呼吸抑制が起きやすく呼吸障害、筋緊張亢進、筋緊張低下、嚥下障害、気管カニューレの事故抜去（自己抜去）などの注意点を解説された。

続いて戸原先生の講演で、現在の日本は、高齢者の主たる死因の一つである誤嚥性肺炎、また低栄養の原因となる摂食嚥下障害は症状が軽いうちは放っておかれることが多く、症状が重くなってから介入が開始されることが多い。これは摂食嚥下の評価に長けた人材が不足していることに加え、入院日数もなるべく短くする必要もあり、摂食嚥下機能が低下した患者に対して入院中に十分なリハビリテーションができないまま退院、または転院する場合が多い。そしてその後は退院時の状態が永続的なものとされて対応を続けられるのが問題である。しかし、「脳における摂食嚥下回路の欠損は、残っている健全な脳細胞に摂食機能の発達に必要な一定の刺激運動パターンを繰り返し経験させることによって、新たに回路ができ、回復させる（脳の可塑性）

ことができる可能性がある」と解説された。

また全ての摂食嚥下障害は球麻痺や偽性球麻痺ではなく薬の副作用にて口腔乾燥、錐体外路症状、筋弛緩・傾眠、食欲低下により摂食嚥下機能が低下すること、更に放っておいただけで治る摂食嚥下障害もあることも知っておいてもらいたいと話された。それを評価するのにかかりつけ医は意識レベル、呼吸、姿勢、声、口の汚なさなどの（観察）がとても有用で、多職種間で共有することが重要とのことだった。そして近年では咽頭癌などにより咽頭を摘出した患者や気管切開、人工呼吸器を装着している患者にボイスレトリーバー等の口腔内装置を使い会話を可能にさせる動画を紹介された。今後日本において訪問診療が増加することは想像できるが、その場面で食べることを真剣に評価してリハビリに乗せること、介入の目的は制限の多い生活ではなくてより自由に生きていただけるためにどうしたらよいかをともに考えることが重要な視点であると話され講演は終了した。

２つの講演が終了後、会場、Webによる多くの質疑応答とディスカッションが行われた。今回は、医療的ケア児、訪問歯科における患者に寄り添う歯科治療としてどう向き合うか考える良い機会となった。最後に、椿副会長より謝辞と挨拶があり閉会となった。

（井上 裕邦）

伝　達　式

故 森 一 先生　位記伝達式
叙位「従六位」

伊藤会長出席のもと、松岡明子会員（宇土郡市）へ授与された。

報　告　八代地区への病院歯科設置要望

― 熊本労災病院への訪問 ―

２月８日(水)、熊本労災病院（八代市）の猪股裕紀洋病院長を訪問し、病院歯科設置を要望した。今回の要望は、蒲島県知事、中村八代市長、藤本氷川町長、熊本大学病院歯科口腔外科の中山教授、伊藤県歯会長、山口八代歯会会長の６者連名によるものである。八代医療圏の長年の課題として、同圏域には11の病院があるものの、歯科・口腔外科設置病院が皆無であることが挙げられる。このため、八代の患者は大学病院等圏域外の病院歯科への通院又は入院が必要となり、相当の時間と労力を費やすことを余儀なくされている。本県の各圏域においては、中核病院への歯科設置が進んでいるが、障がい児者歯科に対応できる診療所は八代圏域に11施設あるが、全身麻酔等を必要とする障がい児者へ対応できる施設も八代圏域にはなく大きな課題である。要望書を受け取られた猪俣病院長は、「自身も病院歯科の必要性は前々から思っており、今回の要望をしっかり受け止め、対応を考えていきたい」と、大変前向きなご対応を頂いた。今後も、具体的な整備が進むよう熊本県、地元市町、熊本大学、県歯、地元歯会で連携して取り組んでいく。

（事務局長　岡﨑 光治）

同席した中山熊大教授、阿南医療政策課長、
梅野八代市健康福祉政策課長、小村氷川町町民課長、山口八代歯会会長

猪股熊本労災病院病院長へ要望書を読み上げる宮井県歯副会長

八代歯科医師会

久々に新年会を開催

― 令和５年八代歯会新年会 ―

１月７日（土）午後５時より八代ホワイトパレスにて標記会を３年ぶりに開催することができた。コロナ禍になり令和３年～４年と感染状況を考えて開催することができなかったので、久々に宴をともにした約30人の面々は互いに懐かしそうに親睦を深めていた。

伊藤県歯会長にもおいでいただき、八代地域における病院歯科の実現への構想や進捗状況、また全国的な国民皆歯科健診のこれからの進捗

ホールインワンを達成した谷川会員の縁起の良い景品

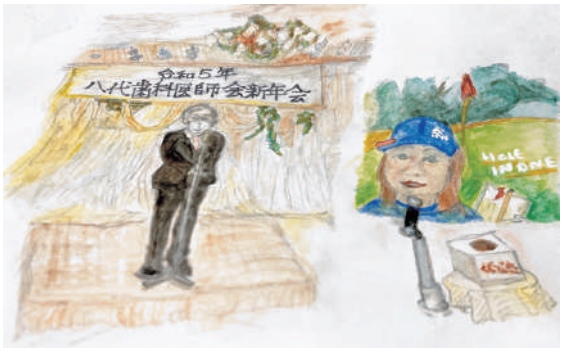

伊藤県歯会長と谷川京子会員です
（画伯：山口透）

挨拶される伊藤県歯会長

について、また物価高騰対策補助金申請が本県でも実現することなど、特に政治的な活動の重要性についてご挨拶をいただき会員の先生方は大いに期待感を持って傾聴していた。続いて上田忠元会長による「やっぱり毎年、会いたいですね」という懐かしく明るく声高らかな音頭で盛大に乾杯が行われた。

その後、木原副会長を中心とした厚生委員会の先生方の献身的な働きにより会は大変盛り上がりを見せた。特に谷川委員長によるくじ引き景品抽選会は、彼女が昨年師走（12/10）の第６回八代デンタルゴルフでホールインワンを達成したという新年早々大変縁起の良い話題が提供され、終始和やかで楽しい雰囲気の中で進行した。参加者全員に漏れなく景品が当たり、良い気分の中で令和５年の幕開けとなり、上田博元副会長の貫禄ある流石の万歳三唱で締めくくられた。

これからのコロナ禍からの脱却にあたり、やはり対面でのコミュニケーションは大切であることを実感する新年会であった。

（山口　透）

身元確認マニュアルPart④

■生前情報

２）生前資料の収集と生前記録の作成

歯科医師が身元の照合を行う際、該当者の生前記録が不可欠となる。生前資料の収集は原則として警察が行うが、収集作業にあたっては、歯科医師会が的確なアドバイスを与えるなどして連携をとる。同時に歯科医師会の組織力を十分に活用し、自らも生前資料を収集するという積極的な対応をとる姿勢が求められる。また、身元確認作業終了後、借用した生前資料は、警察の責任の下に、確実に歯科診療所等の管理者に返却するよう要請する。

⑴　受診医療機関の特定

①　航空機墜落事故等で該当者の名簿等が存在する場合遺族等の証言を基に警察が捜査を行う。また、名簿等から歯科医師会が独自に協力要請を行う。

②　該当者の名簿等が存在しない場合

不特定多数の中から身元確認を行わなくてはならないため、関係諸機関等との連携が重要となる。遺族からの申し出とともに、該当者が受診したと思われる医療機関からの申し出を待つことにもなる。犠牲者が日本人の場合は、警察、歯科医師会（連絡網・広報誌・ホームページ等）、報道機関（犠牲者名簿の公表）へ、訪日外国人や在留外国人のご遺体に対する身元確認の場合には、母国歯科医師の支援が望まれる場合もあり、外務省、各国大使館、日本赤十字社等を通じて働きかけ、情報共有に努める。

⑵　生前資料の種類

①　歯科診療録（カルテ）

受診中の診療内容、経過が良くわかり、生前記録の作成、死後記録との照合に最も重要な資料となる。初診時の口腔内を記載した歯型図から治療内容を考慮し、最終診療日時点での生前資料ができあがる。

②　エックス線写真（パノラマ写真、デンタル写真、ＣＴ等）

デンタル写真は細部にわたって特徴を検討することができ、死後のデンタル写真と比較することで身元確認において有効である。また、スーパーインポーズ法に応用することも可能となる。パノラマ写真は広範囲の情報を得ることができる。

③　写真（口腔内写真、顔写真等）

口腔内写真は歯の形態、歯列、咬合状態がわかることから重要な資料となる。

④　その他

歯列模型、歯科技工指示書、歯科健診票なども生前記録の資料となる場合もある。

⑶　入手方法、経路

①　行方不明者の届け出より警察関係者が主治医をさがし、資料を入手する。

②　行方不明者の遺族が主治医から資料の提供をうけて持参する。

③　身元不明死体の身元が推定される場合はその推定死者の受診していた歯科医院をさがして資料を入手する。

⑷　整理と保管

収集した生前資料は全て警察の管理下におかれるが、内容が警察関係者には理解しにくい場合もあり、分類・整理にあたり専従の歯科医師が必要となる。診療録等、可能な限りコピーして使用し、原本は早期に返却すべきである。

⑸　生前記録の作成

収集した生前資料をもとに、継時的変化を考慮し生前のデンタルチャートを作成する。文字部分と図の作成にあたり、修復の方法、材料の種類等、確実に判明していることのみを記入し、情報のない歯の所見については、「情報なし」と記入する。図表示についても明らかな状態のみを記録する。

3）照合

生前記録と死後記録を比較し、照合することにより身元確認を行う。多数遺体の発生時には、まず生前記録と死後記録をパソコンに入力し、照合解析ソフトを活用してスクリーニングを行うことが照合作業の精度を高め、さらに迅速化する。生前と死後の記録が全て一致、もしくは一部不一致であっても、時間的経過や他院での処置等を考慮に入れて矛盾が無い場合は、同一人物である可能性が高くなる。いずれの場合も最終的な結論を出すまでには、複数の歯科医師による慎重な検討が必要となる。

⑴　照合時の注意事項

①　歯科診療録（カルテ）を見る際には、記入の間違い、記入漏れ等のある可能性、複数の医療機関で治療を受けた可能性、疾病の進行程度、自然脱落、矯正治療のための便宜抜歯（第一小臼歯、第二小臼歯等の判定）等を考慮しながら判読する必要がある。

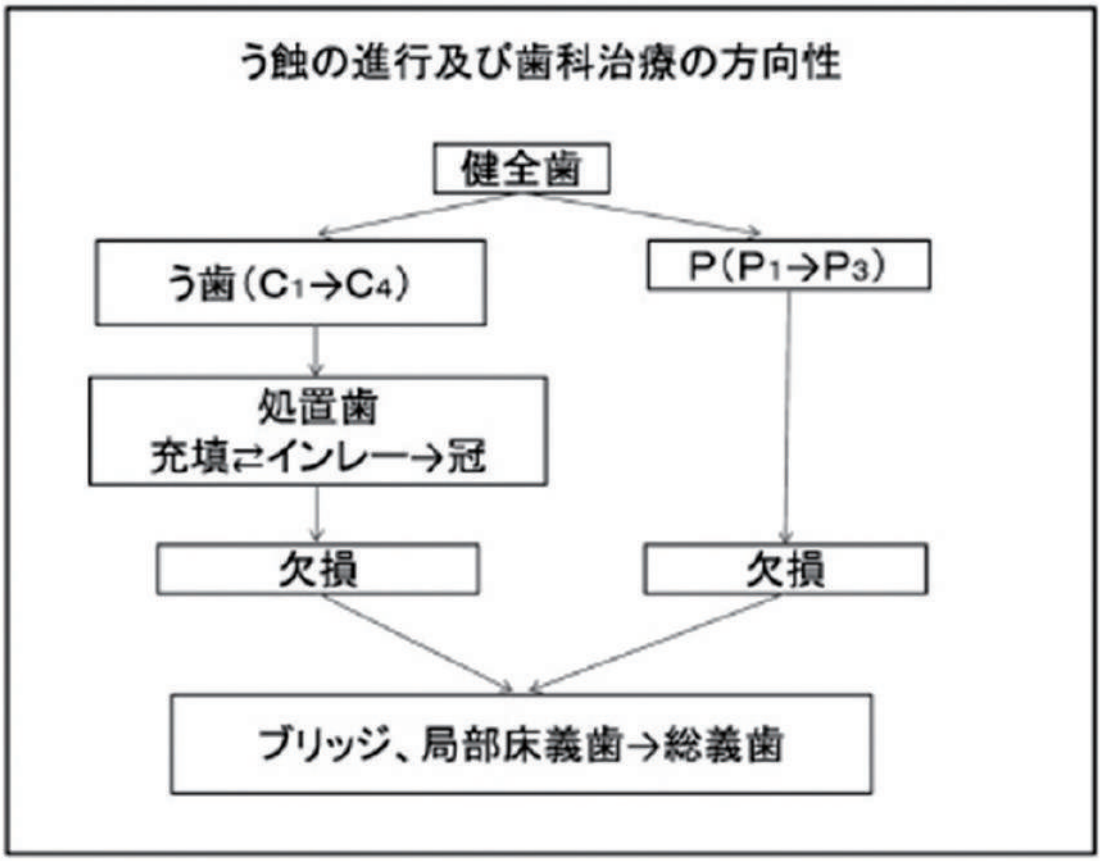

従って、所見が一部一致しない場合であっても、う蝕の進行および歯科治療の方向性に矛盾が無ければ、同一人として矛盾しないと判断される可能性がある。

記録を単純に比較するばかりでなく、自らが持つ歯科医学的知識を総合的に駆使し、複数の歯科医師で照合結果を検討することが極めて重要である。

②　多数遺体の照合を行う場合には、前述の通り、生前記録と死後記録の双方を予め「デン

タルファインダーフリー」等の照合ソフトに入力し、絞込みを行うと良い。

※デンタルファインダーフリー 東日本大震災において宮城県警と福島県警で使用された照合解析ソフト（東北大学 青木孝文副学長の提供による）

※日本歯科医師会ホームページ（歯科医師のみなさま向け）内の歯科情報の利活用及び標準化普及事業ページに、「windows10 のPC を使った際のインストール手順書」を掲載している。

https://www.jda.or.jp/dentist/program/business.html

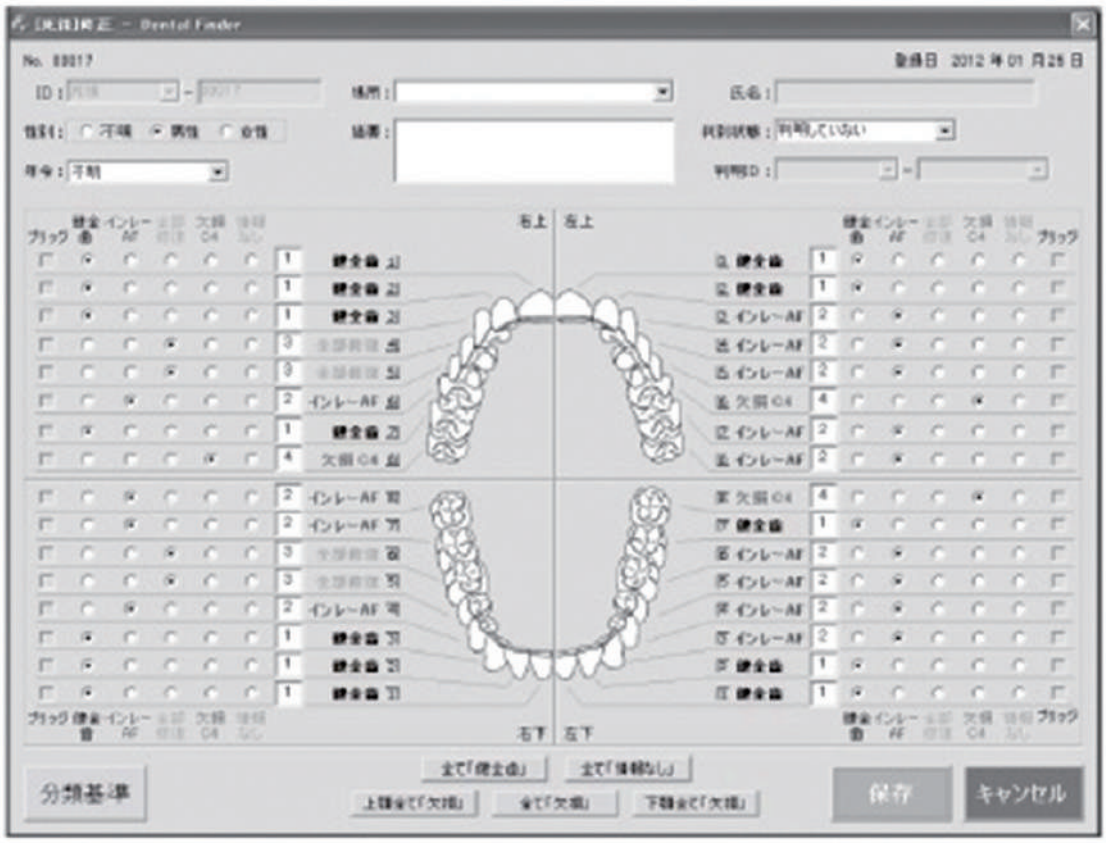

デンタルチャート照合ソフトウェア *Dental Finder*（数千人規模の検索が可能）

③　遺族や報道機関への発表は警察が行うのが原則であり、くれぐれも個人的な発言は控えるように心掛ける。

⑵　照合内容の記載

生前記録と死後記録の内容で、重要かつ特徴と思われる所見を「照合結果報告書」用紙に記載し、身元確認の根拠となりうる所見を明確にする。それらの所見を「一致」「不一致」「同一人として矛盾しない不一致」「同一人として矛盾する不一致」「判定不能」のいずれかに該当するかを判断し、判定結果を明記する。ただし、判定が困難である場合には断定せず「不明」と明記し、ありのままに記載する。

○異同識別に伴う表記（あくまでも一例）

同一人として矛盾しない（95%一致の可能性）
同一人である可能性が高い（60 ～ 95%一致の可能性）
同一人である可能性は低い（40 ～ 60%一致の可能性）
同一人ではない（40%以下）
以上の所見からは判定不可能である

4）事後措置

⑴　遺族への説明

身元確認の根拠等に関する説明を遺族から求められた場合、警察関係者と連携し警察の立会いの下に行う。一般の方にも理解できるよう、専門用語を多用することなく、分かりやすい言葉で丁寧に説明する。

⑵　鑑定

鑑定とは「第３者に行わせる特別の知識経験に属する法則またはこれに基づく具体的事実の判断の報告である。（団藤重光・刑訴法綱要より）」と定義され、裁判所が学識経験のあるものに命じて行う場合や、検察官、検察事務官、司法警察員が犯罪捜査上必要があると判断して嘱託する場合等があり、それぞれ刑事訴訟法第165 条及び第223 条に基づき行われ、文書によって依頼される。こうした依頼がなされた場合には、鑑定書によって回答しなければならないと同時に、何時でも法廷に立つ心構えが必要となる。

⑶　その他

○報道機関への対応等は警察が行うことから、歯科医師による個別対応は行わない。

○一連の身元確認作業を通じて得た教訓、反省事項を記録にとどめ、整理しておくことが、今後の歯科医師会の活動に関わる重要な参考資料となる。

新興感染症の疑い等のある遺体の身元確認における感染防御

遺体接触者に係る感染防御では、主に自己に感染させない、他者等に汚染を広げないことが重要となる。感染の可能性のある遺体は納体袋等に納められるのが一般的であるが、国際医療福祉大学の石井名実子先生等の報告では、解剖事例1675 体のうち133 体が何らかの感染症を有していたとの報告もあり、医師による死因究明等の後に、歯科所見を採取する場合などでは、検案と同じ状態であるため納体袋に納められていない状況を想定し準備することが肝要である。

原則として、

①自己への感染防御　個人防護衣着用による
　　飛沫発生行為を避ける（歯牙清掃時に歯ブラシを使用しない）

②汚染を広げない　　防護衣着用下での、ゾーニングの徹底

が考えられる。

複数体の所見採取の場合も含め、２人以上のチームで当たり、遺体接触者２名、記録等補助者は１名の体制が望ましい。所見採取における接触の減少と同時にダブルチェックを行い、最も注意を要する防護衣の着脱の機会を減少させることができる。複数の歯科医師がいない場合でも、感染防止の視点から補助者は必要である。

遺体を中心に必要器材を配置し、汚染、清潔の区別（ゾーニングライン）を明確に可視化することで、汚染拡大の抑止を図る。

歯科所見採取時では、最も重要な行為は、飛沫の発生防止である、ブラッシング等による飛沫発生の報告もあり、歯牙清掃時の歯ブラシの使用は行わず、綿球等でふき取ることでの清掃法を主に行う方法を原則とする。また廃棄できない資機材の汚染拡大の恐れが大きい場合、資料採取する日にち等の再検討も視野に入れる。

個人防護衣の着用においては、汚染区域に入る前に装備するが、用意された防護衣等の着用順序に配慮が必要である。最も注意を要することは脱衣である。飛沫汚染は防護の素材、形状に関係し内部汚染の可能性が報告されているが、所見採取等の行為での飛沫発生行為に注意し、リスクの軽減を図る必要がある。基本的に前室がない場合は、ゾーニングの区別ライン手前で行う。廃棄物は汚染区域、アルコール噴霧が必要な場合の補助者は清潔域。脱衣等は２名で協力、確認しながら行うことが基本で、感染防御で効率的でかつリスク軽減も図れる。下は最も標準的な防

護具の脱衣順序である。

これらの行為は動画にて確認し訓練を要する。

手順　全ての行為には70%アルコールでの都度の消毒が必要

1	外装グローブの消毒	70%アルコールによる行為前消毒を原則とする
2	外装グローブを外す	内側を表に、表面を内側に納める
3	外装ガウンの脱衣	首、肩の順番で内側を表にしながら脱衣する。
4	防護衣の脱衣タイベック等	（シューズカバー装着する場合はカバー脱衣を先行する）基本的に内側のインナーに触れないよう行う。
5	ゴーグル、フェイスシールドを外す	バンドをもって外す
6	キャップを外す	
7	マスクと1層目のグローブを外す	
8	手指消毒	脱衣行為が行われた区域をアルコール噴霧する。

一般的な防護必要物品

1	感染防護衣	タイベック等
2	ディスポーザブルグローブ	内側を表に、表面を内側に納める
3	N95 マスク、サージカルマスク	装着時はフィッテングテストを行う。
4	ゴーグル、フェイスシールド	
5	シューズカバー	２重装着の場合は、グローブと同様の扱いで、行う。
6	ガウン	外装防護衣 防護が外装ガウンのみの場合、飛沫行為に十分な配慮が必要であり、所見採取ごとの防護具等の脱衣終了時には、ゾーニングラインでアルコール噴霧によるインナーの消毒を図る
7	消毒液70%アルコール	
8	ゴミ袋	使用物品はゴミ袋で集約
9	サージカルキャップ	
10	破棄できない資機材等	ビニール等の防護あるいは0.5%次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒薬に浸す。

DNA鑑定

近年は、少量の血液、体液や毛根鞘等から遺伝子の主体であるDNA（デオキシリボ核酸）の縦列反復配列部を調べ、個人を識別するDNA鑑定法が主体となっている。極めて信頼性が高い個人識別法といわれ、歯を資料として採取する場合がある。

リレー投稿 75

次世代に歯科の魅力を伝えたい

下益城郡　鎌田歯科クリニック　鎌田 政彦

吉永歯科医院の吉永義優会員からバトンを受け取りました鎌田政彦です。2016年に宇城市小川町で開業、今年で開業７年目になります。趣味はバドミントンとお酒です。バドミントンは大学からはじめて20年以上経ちます。小中高と剣道に打ち込んできましたが歯学部の部活に剣道部がなかったため軽い気持ちでバドミントン部に入部しました。しかし、いざ入部してみると楽しい部員やOBの先生方に囲まれ、最後の大会では涙してしまうほど６年間のめり込みました。全力で競技に取り組む経験は社会人になってからではなかなか味わえないので、小学６年生の息子と小学４年生の娘にもぜひそのような経験を学生時代にしてもらいたいと思っています。きつくても頑張った、やり切ったという自信は開業してから苦難に直面したときにも大きな武器になりました。現在は地域のクラブチームでバドミントンを続けていますが、そこではいろいろな職種の方と話ができ、歯科と全く関係のない分野の話が聞けるため、非常に面白いですし自分にとってなくてはならないリフレッシュタイムです。年齢や職種が違ってもすぐ仲良くなれるのは共通の趣味があればこそです。歯科医療に従事しているとどうしても同業の方と接する機会が多くなりがちですが私の場合はバドミントン関係、学校の保護者の方との交友関係もあり、それぞれのコミュニティで違った価値観に触れることができています。

バドミントン仲間とバーベキュー

太宰府にて息子の合格祈願

最近、息子の中学校受験がやっとひと段落しましたが、自分の受験とはまた違った緊張を味わいました。受験期間中は親子で衝突することもあり本人も家族も色々悩みましたが試行錯誤しながらも乗り越えたことで家族の繋がりが強くなったと感じています。息子は今の所、将来は歯科医師になりたいと言ってくれています。これから心変わりするかもしれませんが子供がそう思ってくれることは本当に嬉しいことです。私自身、歯科医師の仕事は好きですし人に感謝される素晴らしい仕事だと思っています。次世代の人達に歯科に興味を持ってもらうためには今後の歯科業界がより魅力的にならなければならないし、私たちが誠実に歯科に取り組む姿勢を見せていく必要があります。最近、歯科業界に対しては暗い話題が多いですが私は歯科の未来は明るいと思っています。自分がこれからの歯科界に対して何ができるのかを考えていきたいと思います。

次のバトンは、大学時代の同級生で公私共に親交がある、玉名市ご開業の松原良太会員に繋ぎたいと思います。

ご　訃　報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

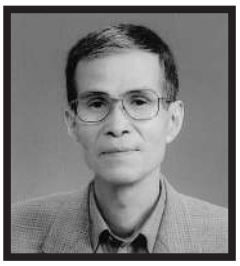

中津留　豊 先生
令和５年１月18日　ご逝去　79歳

- 郡　市　名：八代
- 入会年月日：昭和44年４月22日

新入会員 NEW

①今もっとも関心のあることを教えてください。
②自分が希望する歯科診療とはどのようなものだとお考えですか。
③他の歯科医院にはない自分の医院の特色を教えてください。
④今後の抱負は何ですか。

第３種会員

髙木信一郎
（タカキ シンイチロウ）

熊本市南区田迎3-2-1

エクセル歯科医院

R．5．3

会務報告

会　務　報　告

自　令和４年12月26日
至　令和５年１月22日

所管	日付	摘要	出務者
総　務	12月27日	職員採用面接	牛島専務理事、岡﨑事務局長
	28日	事務局仕事納め式	伊藤会長、牛島専務理事
		第20回理事会 【承認事項】 （１）後援名義使用・共催依頼（２）関係機関・団体からの役員等の推薦依頼 【議　　題】 （１）令和４年度熊本県委託事業予算書案（２）各郡市会長専務理事会次第 （３）会員の労務関係相談に関する社会保険労務士事務所との契約締結　ほか	伊藤会長他全役員（欠席：宮井副会長）
	１月２日	故門司　健先生（元佐賀県歯会長）お通夜参列（西日本典礼鳥栖斎場）	伊藤会長
	４日	事務局仕事始め式	伊藤会長、牛島専務理事
		年始挨拶（県知事）（県庁）	伊藤会長、牛島専務理事、岡﨑事務局長
		年始挨拶（大西市長）（熊本市役所）	伊藤会長、牛島専務理事、岡﨑事務局長
	７日	第２回九州各県専務理事会（長崎県歯会館）	牛島専務理事
		八代歯会新年会（八代ホワイトパレス）	伊藤会長
	14日	令和４年国際・全国スポーツ大会優勝祝賀会（ホテル日航熊本）	松本副会長
	17日	職員面接	牛島専務理事、岡﨑事務局長
	18日	第５回役員報酬等検討臨時委員会 （１）答申書最終確認	久々山委員長他３委員
		第30回常務理事会 （１）新入会員の承認（２）関係機関・団体への会費等納入 （３）関係機関・団体からの役員等推薦　ほか	伊藤会長他常務理事以上全役員
	19日	第１回県医療審議会（県庁）	伊藤会長
		月次監査　12月末会計現況監査	増田・水上監事
		【Web】災害歯科保健医療研修強化事業意見交換会　リハーサル（県歯会館、各診療所） 【webex】 （１）当日の流れ・接続確認（２）講師のスライド接続確認（講師：宇治常務理事）	【会館】宇治常務理事、石井理事 【web】松本副会長、牛島専務理事、永松常務理事、椿理事
	20日	【Web】災害歯科保健医療研修強化事業意見交換会（御船保健所管内） 【webex】（１）講演、講師：宇治常務理事（２）意見交換会	【会館】松本副会長、牛島専務理事、永松・宇治常務理事、椿・石井理事
	21日	災害時の歯科保健活動推進に向けた検討会（ TULUCK 市ケ谷外堀通り店）	椿理事、野中係長
		日歯災害歯科保健医療体制研修会（日歯会館）	椿理事、野中係長他２人
		熊本市歯会新年懇親パーティー（ホテル日航熊本）	伊藤会長、牛島専務理事、岡﨑事務局長
	22日	日歯災害歯科保健医療体制研修会（日歯会館）	椿理事、野中係長他２人
		社会歯科学会第４回理事会（診療所）	牛島専務理事
学　術	１月12日	第３回熊本市歯会共催歯周病対策プロジェクト講演会 演題『セメント質を温存する現代の歯周治療～歯科衛生士の役割～』 講師：東 克章先生	馬場理事、内野委員長他４委員
		学術委員会 （１）１/29日歯生涯研修セミナーについて（２）２/ ９HIV感染症講演会について	馬場理事、内野委員長他４委員
社会保険	１月12日	保険個別指導（熊本第二合同庁舎）	清水副委員長、上田委員
地域保健Ⅱ	12月26日	情報誌「た・よ・り春夏号vol.17」特集記事取材	松本副会長
	１月10日	【Web】地域保健委員会Ⅱ（各診療所） （１）栄養リハ学会のスライド予演と意見交換（２）令和５年度継続事業及び新規事業 （３）委託事業及び補助金事業	松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長他４委員
	16日	【Web】モデル地域と打合せ（各診療所） （１）モデル地域より報告（２）前回の各郡市担当者会後のアンケート集計結果	松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長他５委員
	17日	令和４年度第２回熊本県各圏域地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会 （県医師会館）	松本副会長
	19日	阿蘇在宅医療システム研究会（阿蘇郡市医師会） 講師：長野 晴弘先生	長野常務理事
	20日	【Web】介護者歯科実技研修会 【Zoom】受講者：68人　講師：東京医科歯科大学 高齢者歯科学 教授 水口 俊介 先生	【会館】松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長他２委員
広　報	１月16日	【Web】広報委員会 （１）熊歯会報２月号・第１校目校正	【会館】神﨑理事他２委員【Web】他４委員

所管	日付	摘要	出務者
学校歯科	1月13日	学校歯科委員会 （1）学校歯科医のアンケート（2）児童虐待パンフレット（3）今年度の委託事業　ほか	石井理事、髙田委員長他全委員
	19日	県PTA共済審査委員会（県総合福祉センター）	牛島専務理事
医療対策	1月16日	医療事故調査制度に係る管理者・実務者セミナー（診療所）	椿理事
センター・スペシャルニーズ	1月6日	センター定例ミーティング（口腔保健センター） （1）センター管理運営委員会（2）レセプト・受付委託（3）就業規定　ほか	椿センター長、五島理事、岡﨑事務局長他2人
	11日	センター管理運営委員会 （1）R4現況報告・センター事業（2）施設・地域一次医療機関訪問 （3）意見交換会　ほか	伊藤会長、宮井副会長、椿副会長、牛島専務理事、永松常務理事、長野常務理事、宇治常務理事
厚生・医療管理	1月19日	【Web】厚生・医療管理委員会（県歯会館、各診療所） （1）医療管理講演会（2）就業規則説明会（3）歯科衛生士バンク今後の予定　ほか	【会館】工藤理事、牧委員長他3委員【Web】宮井副会長他2委員
医療連携	1月10日	【Web】日本リハビリテーション栄養学会予演会（各診療所）	松本副会長、長野常務理事、町田理事、三森理事、赤尾委員長
	15日	第1回がん医科歯科連携登録医のための全国共通がん医科歯科連携講習会	三森理事、舩津理事
	21日	【Web】日本リハビリテーション栄養学会学術集会シンポジウム（熊本城ホール）	松本副会長、長野常務理事、三森理事、町田理事
学　院	12月28日	学院仕事納め挨拶	東学院長
		第20回理事会	東学院長
	1月10日	学院役職員会	東学院長、秋山・弘中副学院長、正清教務部長
	16日	【Web】学院運営審議会	【Web】伊藤会長【会館】東学院長、宮井・椿・松本副会長、牛島専務理事、宇治常務理事、秋山・弘中副学院長、正清教務部長
国保組合	1月21日	九歯連役員会（長崎市・サンプリエール）	上野副理事長
		九歯連協議会（長崎市・サンプリエール）	上野副理事長、桑田常務理事他2人
	22日	九州各県国保事務担当者連絡会（長崎市・サンプリエール）	田代課長補佐、竹屋書記
事業課	1月18日	損保ジャパン支社長新年挨拶のための来訪	伊藤会長、牛島専務理事

事業課からのご案内

其の 1

会員専用グループ保険制度のご案内

保険料がさらに
お安くなりました

配偶者も 1000 万円
まで加入 OK

最高「3000 万円」の
保障が無診査で加入 OK

1 年更新で配当金は
毎年加入者へ還元

（2021 年の還元率 48%）

グループ保険は歯科医師会が契約者で
保険料を一括納付しています。
会員だけがいつでも自由に加入できる制度です。

引受保険会社 幹事 メットライフ生命

其の 2

既に下記の保険会社でご加入の会員様も保険料納付は団体収納扱いでお願いします！

下記保険会社と団体収納契約をしている為、会費明細引きがご利用可能。

個人加入の保険料が団体割引でお安くなり、保険内容に何も影響ありません。

手続きは簡単、事務局が代行します。ぜひ便利でお得な制度をご活用ください。

朝日生命　アメリカンファミリー生命　住友生命　SOMPO ひまわり生命
第一生命　　日本生命　　明治安田生命　　メットライフ生命

[県歯事務局 事業課　TEL：096-343-8020]

主な行事予定 4 April

5日(水)　第35回常務理事会

19日(水)　第36回常務理事会

26日(水)　第24回理事会

熊本県ご当地よ坊さん

熊本県歯科医師会
安心・安全歯科医療推進制度

県立大学生が若者への
オーラルケアの情報を発信しています！

Instagram

いい笑顔は BEAUTY× TEETH オーラルケアから

熊本県歯科医師会公認の
オーラルケアサポートアカウント🦷

編集者のつぶやき

初めて痛風と診断されて早15年になります。ここ数年はコロナの流行により病院から足が遠ざかってしまい、慢性的に足が腫れてとうとう革靴が履けなくなりました。今後は真面目に通院しようと思います。

（T.H）

■発行日／2023年3月6日発行　■発行人／伊藤　明彦
■発行所／一般社団法人 熊本県歯科医師会
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
TEL／096-343-8020　FAX／096-343-0623
URL／https://www.kuma8020.com
■印刷所／コロニー印刷